

## □■ 特別支援教育就学奨励費について ■□

- 1 趣 旨 保護者の方の経済的負担を軽減する為、就学に必要な経費を補助する制度
- 2 対象経費 裏面「就学奨励費支給対象一覧」のとおり
- 3 支給基準 世帯全員の令和4年中の収入額と、国の定める需要額（標準的な生活費）との割合により、支弁区分と支給額がそれぞれ次のとおり分けられます。

支弁区分	基準	支給額
I 区分	収入額 < 需要額の 1.5 倍	支給対象の経費を全額支給
II 区分	需要額の 1.5 倍 ≤ 収入額 < 需要額の 2.5 倍	支給対象の経費を半額支給 全学部：交通費のみ全額支給 高等部：教科用図書購入費のみ全額支給
III 区分	収入額 ≥ 需要額 2.5 倍	全学部：交通費のうち通学費のみ全額支給 高等部：教科用図書購入費のみ全額支給

※支給額には限度額があるものや、重度・重複障害の児童生徒の方を限定に対象とするもの等があります。

### 4 提出書類

それぞれ必要な提出書類は、次のとおりです。

	提出書類	全部辞退の方	一部辞退の方(*1)	生活保護受給中の方	それ以外の方	提出期限
支弁区分認定書類	(1) 収入額・需要額調書	○	○	○	○	<b>令和5年 5月25日(木)</b>
	(2) 個人番号提供書・同意書 (個人番号カード(裏面)写し・個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書のいずれかを提出ください)	×	○	○	○	
	(3) 就学奨励費辞退届 (上記(1)の下部右に記入)	○	×	×	×	
	(4) 一部辞退届 (*2) (上記(1)の下部左に記入)	×	○	×	×	
受給申請書類	(6) 交通費所要額調書	×	○	○	○	<b>令和5年 6月20日(火)</b>
	(7) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費申告書 学用品・通学用品購入費申告書 (申告書は後日配付します)	×	×	○	○	

(\*1) 一部辞退とは、小・中学部については交通費以外を辞退、高等部については交通費と教科書用図書購入費、ICT機器購入費以外を辞退するという事です。

(\*2) 一部辞退届は、「収入額・需要額調書」の下部にありますので、その欄に記名・捺印してください。

支弁区分認定書類(2)の提出は、新入生・新転入生のための提出になります。